

## りそな企業年金研究所

# りそな年金トピックス



《厚生年金基金関係》

平成24年6月25日

### 最低責任準備金に対する積立状況の早期報告義務化について

#### 最低責任準備金に対する積立状況の早期報告が義務化されます。

提出期限 平成23年度末の数値 : 平成24年7月15日  
平成24年度末以降の数値 : 年度終了後の6月末日

平成24年6月25日付で「厚生年金基金における最低責任準備金及び純資産額の報告について」(年企発0625第1号)が発出されました。これにより、最低責任準備金に対する積立状況を年度終了後の6月末日(平成23年度末の数値については平成24年7月15日)までに厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長に提出することとされました。

これは、「昨今の運用環境の悪化等に伴い、代行割れ問題が深刻化している状況下において、積立不足を生じている基金については早急に対策を講じる必要があることから、代行割れの状況の早期把握」を目的として実施されるものです。

#### 提出を求められる項目(様式は自由)

- ・ 受託機関名、基金番号、厚生年金基金名称
- ・ 年度末における最低責任準備金、純資産額(千円単位、千円未満四捨五入したもの)
- ・ 最低責任準備金に対する純資産額の割合(小数点第3位以下を切り捨てたもの)

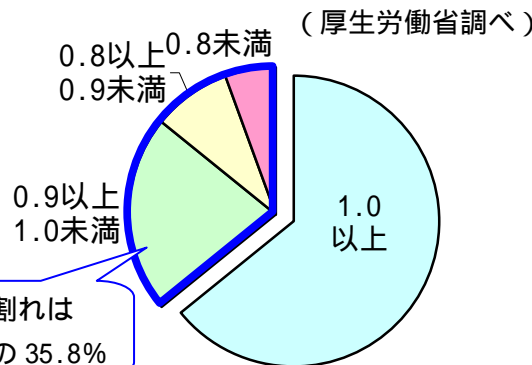
弊社総幹事先につきましては、記載に必要な数値を後日ご報告させていただきます。

#### ➤ ご参考：“代行割れ”とは

“代行割れ”は、純資産額が最低責任準備金を下回っている状態とされています。

最低責任準備金は、厚生年金基金が解散する場合に最低限必要となる額であり、年金資産が最低責任準備金を下回る場合には、原則として不足額を一括拠出する必要があります。

平成22年度末積立比率(純資産額/最低責任準備金)の分布



<ご照会先> りそな銀行 年金信託部 東京 03-6704-3211 大阪 06-6268-1834

以上